

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年6月7日

滋賀県知事 三日月 大造

1 処分の原因となった事実

建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した建設業の種類
	商号または名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R4.5.6	株式会社太田鉄工	太田 樹義	野洲市小篠原348	(般-29) 第021690号	建・鋼
R4.5.10	高山建設	高山 桂	長浜市山階町483	(般-02) 第061645号	土・と・石・鋼・舗・しゅ・塗・水・解
R4.5.20	森工務店	森 昌智	甲賀市信楽町長野343	(般-30) 第031056号	建
R4.5.30	太北建設	北川 一光	長浜市東上坂町1555	(特-02) 第060474号	土・と・舗・水
R4.5.30	竹中鉄工	竹中 隆	蒲生郡竜王町山之上2261	(般-02) 第040603号	建・鋼

3 建設業の許可の一部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した建設業の種類
	商号または名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R4.5.16	有限会社サンエイ電設	上坂 仁史	大津市衣川1-34-35	(般-03) 第012163号	消
R4.5.25	FABパートナーズ合同会社	福山 乃輔	大津市本堅田4-20-4 西田ビル2階	(般-03) 第013352号	具